



日本郵船

第130期 定時株主総会招集ご通知

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
第130期定時株主総会
招集ご通知添付書類を含む

開催情報



日時

平成29年6月21日(水曜日)午前10時



場所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

書面及びインターネット等による
議決権行使期限

平成29年6月20日(火曜日) 午後5時

目次

社長ご挨拶	1
第130期 定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件	5
第2号議案 株式併合の件	6
第3号議案 定款一部変更の件	7
第4号議案 取締役11名選任の件	9
第5号議案 監査役1名選任の件	18
主要財務ハイライト(連結)	19
事業報告	21
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内	42
株主メモ	45
株式に関するマイナンバー制度のご案内	45
お知らせ	46



本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました来場記念品(お土産)は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



攻めのIT経営銘柄
Competitive IT Strategy Company



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://srdp.jp/9101/>



証券コード：9101

社長ご挨拶



代表取締役社長 内藤 忠顕

株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期（平成28年度）の連結業績は、売上高1兆9,238億円、営業損失180億円、経常利益10億円、親会社株主に帰属する当期純損失2,657億円と前期比減収となり、損失を計上しました。誠に遺憾ながら、期末配当につきましても実施を見送りとさせていただきたく、株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

当期の事業環境を振り返りますと、海運市況は歴史的低水準に落ち込み、その影響を大きく受けた一年となりました。コンテナ船部門は船腹過剰状態の継続により運賃市況は低迷し、ドライバルク部門では船舶の解撤が進むも需給ギャップの大幅な改善には至りませんでした。このような事業環境下、当社は中間期にコンテナ船部門及びドライバルク部門を中心に合計2,054億円の特別損失（減損損失等）を計上する等、株主資本を大幅に毀損することとなりました。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

こうした厳しい事業環境は継続しているものの、下期を境に荷況は徐々に回復傾向にあり、コンテナ船部門においてスポット運賃が緩やかに回復し、ドライバルク部門においても市況は大底を打ち、改善に向かっていると考えております。

昨年10月に、定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）につき、川崎汽船株式会社・株式会社商船三井と新会社を設立し同事業を統合することを決定しました。統合新会社は平成30年4月にサービスを開始する予定です。3社のシナジーの創出により競争力を高め、140万TEUに達する統合後の船隊によって実現する運航規模拡大により、世界に伍して戦える体制を構築いたします。歴史的に当社の主力事業である定期コンテナ船事業の統合会社を軌道に乗せることが最優先事項の一つであり、競争力を最大限発揮できるよう全力で取り組みます。

さらに、平成26年度からの5か年中期経営計画“More Than Shipping 2018～Stage 2 きらり技術力～”については、周囲を取り巻く環境の激変により、最終年度の利益・財務計画を取り下げました。新中期経営計画につきましては、本年度中に策定いたします。当期は各事業部門で業績が低迷しましたが、“More Than Shipping”の基本的な考え方は堅持しながら、従来の海運業の発想から脱却し、他社より半歩でも先を行けるよう差別化を図り、当社グループがさらに飛躍できる形をつくってまいります。

来期（平成29年度）の連結業績は、現時点で売上高2兆80億円、営業利益245億円、経常利益230億円、親会社株主に帰属する当期純利益50億円を予想しております。当期に株主資本を大幅に毀損しているため、中間配当は見送ることを予定しております。また、市況変動に耐えうる内部留保の水準等を勘案し、期末配当は未定とさせていただきます。

株主の皆様には、当社の過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題について、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、引き続き再発防止と法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

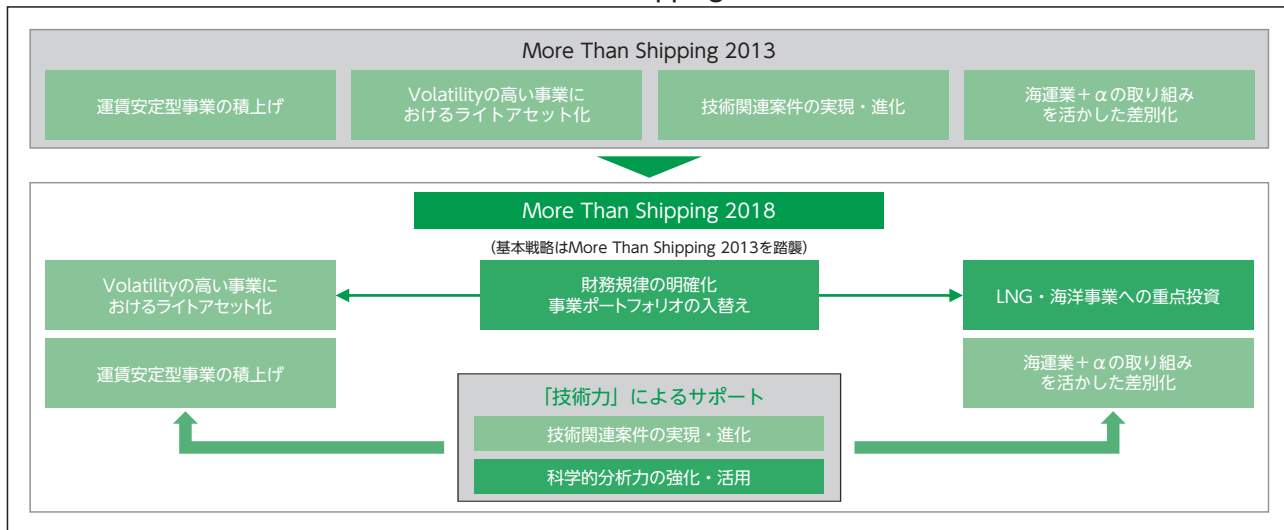
平成29年 5月

代表取締役社長

内 藤 忠 顕

(※) コーポレートガバナンスに関連する指針等（コーポレートガバナンス・ガイドライン、取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方、役員等選任指名方針・手続、社外役員候補者の推薦に関する独立性基準、役員等報酬決定方針・手続、指名諮問委員会規則、報酬諮問委員会規則）は、次のインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nyk.com/csr/gvn/guideline/index.html>）に掲載しております。

中期経営計画 “More Than Shipping 2018” の戦略チャート



2018年度までの経営方針

- ① **アセット戦略** ◆事業ポートフォリオの見直し・修正 ◆資産効率化
- ② **事業の差別化戦略** ◆技術力の差別化 ◆3M解消活動を通じた現場レベルでの効率化
- ③ **負債・資本戦略** ◆総資産の増加抑制 ◆負債と資本のバランスを常に考慮
- ④ **配当方針** ◆安定配当（投資とバランスを考慮、配当性向25%以上）
- ⑤ **コンプライアンス徹底** ◆法令遵守 ◆グローバルな遵守体制の整備

本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手している情報に基づき合理的と判断する予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

4. △印はマイナスを示しています。
5. 第2四半期累計期間を中間期とする表記をしています。
6. 日本の独占禁止法や米国の反トラスト法など各国の同様の法律を総称して「競争法」又は「独占禁止法」と記載している場合があります。

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日 本 郵 船 株 式 会 社
代表取締役社長 内 藤 忠 顕

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面（緑色）を会場受付にご提出ください。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（5ページから18ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。



〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

42ページ及び43ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成29年6月20日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第130期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第130期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案** 株式併合の件
- 第3号議案** 定款一部変更の件
- 第4号議案** 取締役11名選任の件
- 第5号議案** 監査役1名選任の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、5ページから18ページまで、21ページから31ページまで、及び34ページから41ページまでに記載のとおりです。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント」、「株主総会」のページ（http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html）に掲載し、本招集通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役は以下の①～⑤を、会計監査人は以下の②～⑤を監査しております。

- | | |
|--|---------------|
| ①事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項 | ②連結株主資本等変動計算書 |
| (i) 新株予約権等に関する事項 | ③連結計算書類の連結注記表 |
| (ii) 会計監査人に関する事項 | ④株主資本等変動計算書 |
| (iii) 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要 | ⑤計算書類の個別注記表 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5. 記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント」、「株主総会」のページ（http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html）に掲載いたします。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

海運市況の極度の低迷が当社の業績に大きな影響を与え、平成29年3月末の繰越利益剰余金には139,691,553,184円の欠損が生じております。

つきましては、繰越利益剰余金の欠損の填補と今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性の確保を目的として、以下のとおり、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、当期においては、減損損失の計上により大幅な損失を計上したこと、海運市況の十分な回復にはまだ時間がかかると見込まれることなどを勘案し、誠に遺憾ながら当期の期末配当につきましては見送りとさせていただきます。

1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額を減少させ、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金	151,691,857,047円のうち121,500,000,000円
利益準備金	13,146,867,258円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	121,500,000,000円
繰越利益剰余金	13,146,867,258円

2. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の一部及び利益準備金の全額の減少並びにその他資本剰余金及び繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	124,192,458,433円のうち122,500,000,000円
----------	-------------------------------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	122,500,000,000円
---------	------------------

これらにより、利益準備金及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額の合計は135,646,867,258円となります。

3. 準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

平成29年6月22日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを推進しています。

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、これにあわせて、当社株式の売買単位の価格について証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、10株を1株にする株式併合を行うものです。なお、各株主様の議決権数に変更は生じません。

2. 株式併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

298,355,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案 定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

第3号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所が推進している「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえて、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更し、現行定款第7条（単元株式数）に所要の変更を行うものです。また、第2号議案 株式併合の件の承認可決とその効力発生を条件として、定款変更したとみなされる内容を現行定款第5条（発行可能株式総数）に反映したものです。
なお、上記の変更及び附則の新設は、第2号議案 株式併合の件が原案どおり承認可決されることを条件いたします。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役又は経営委員のうちから社長を選定できるようにするものです。また、経営委員のうちから社長を選定した場合に、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の代表取締役が株主総会の招集を行うことができるようにするなど、所要の変更を行うものです。
- (3) 現行定款第25条第2項と他の条項の記載を揃えるため、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 （条文省略） 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>29億8,355万株</u> とする。 第6条 （条文省略） (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 第8条～第12条 （条文省略） 第3章 株主総会 第13条 （条文省略） (招集者) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集する。	第1条～第4条 （現行どおり） 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>298,355,000株</u> とする。 第6条 （現行どおり） (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第8条～第12条 （現行どおり） 第3章 株主総会 第13条 （現行どおり） (招集者) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。 <u>代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第15条 (条文省略) (議長) 第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役がこれに当たる。 第17条～第20条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第21条～第24条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第25条 (条文省略) 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名、<u>代表取締役社長1名を選定することができる。</u> (新設) (新設) 第26条 (条文省略) (取締役会の招集者) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を定めない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集し、議長となる。 第28条～第51条 (条文省略) (新設)	第15条 (現行どおり) (議長) 第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役がこれに当たる。 第17条～第20条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会等 第21条～第24条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役等) 第25条 (現行どおり) 2 代表取締役は、<u>当会社</u>を代表し、<u>当会社</u>の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副会長1名を選定することができる。 4 取締役会は、その決議によって、代表取締役又は<u>経営委員のうちから社長1名を選定することができる。</u> (<u>経営委員</u>) 第26条 <u>取締役会は、その決議によって、経営委員を選任し、当会社の業務の執行を担わせることができる。</u> 第27条 (現行定款第26条記載のとおり) (取締役会の招集者) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を選定しない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、<u>代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集し、議長となる。</u> 第29条～第52条 (現行定款第28条～第51条記載のとおり) 附則 (<u>定款一部変更の効力発生日</u>) 第5条及び第7条の変更は平成29年6月21日開催の第130期定時株主総会の議案に係る株式併合及び単元株式数変更の効力発生日である、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもってこれを削除する。

第4号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役12名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、次の11名の取締役選任をお願いしたいと存じます。

候補者の生年月日、略歴、所有する当社株式の数、取締役候補者としたこと等の理由等は13ページから17ページまでに記載のとおりです。なお、次ページよりご参考として、取締役等の選任に係る当社の指針等を開示いたします。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	当期に開催の取締役会出席率
1	再任 工藤 泰三 く どう やす み	代表取締役会長・会長経営委員	100% (14回中14回)
2	再任 内藤 忠顕 ない どう ただ あき	代表取締役社長・社長経営委員	100% (14回中14回)
3	再任 田澤 直哉 た ざ わ なお や	代表取締役・副社長経営委員 技術本部長、社長特命事項	100% (14回中14回)
4	再任 長澤 仁志 なが さ わ ひ と し	代表取締役・専務経営委員 不定期専用船戦略会議議長	100% (14回中14回)
5	再任 力石 晃一 ち から い し こう い ち	代表取締役・専務経営委員 自動車輸送本部長	100% (14回中14回)
6	再任 丸山 英聡 まる や ま ひ で と し	取締役・専務経営委員、グループIT政策会議議長、 チーフインフォメーションオフィサー、一般貨物輸送本部長	100% (14回中14回)
7	再任 吉田 芳之 よ し だ よ し ゆ き	取締役・常務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長	100% (14回中14回)
8	再任 高橋 栄一 た か は し え い い ち	取締役・常務経営委員 チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長	100% (11回中11回)
9	再任 岡本 行夫 お か も と ゆ き お 独立社外取締役	筆頭社外取締役	100% (14回中14回)
10	再任 片山 善博 か た や ま よ し ひ ろ 独立社外取締役	社外取締役	100% (11回中11回)
11	新任 国谷 裕子 く に や ひ ろ こ 独立社外取締役	—	—

(注) 高橋栄一氏、片山善博氏の出席状況につきましては、平成28年6月20日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

平成27年11月26日開催の当社取締役会で決議したコーポレートガバナンスに関連する指針等の一部を以下にご参考として開示いたします。

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

取締役会は、実質的な議論を活発に行い意思決定の質を確保したうえで、迅速な意思決定を継続して推進していく効率的な規模として、当面は12名前後、うち独立性基準に基づく社外取締役3名前後を適当と考える。

取締役会は、当社グループが行う海運・物流業を中核としてグローバルに展開する事業に精通した十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定の数の独立社外取締役により構成する。

その構成については、多様性と専門性の確保、及び構成員の知識・経験・能力のバランスに配慮する。社内取締役については、各事業の運営に強みを発揮できる人材と、全社的経営管理に適した人材のバランスにも留意する。取締役会は、各取締役の管掌・担当業務等を取締役会において決議し、その役割と責任を明らかにする。

役員等選任指名方針・手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名にあたり、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。社内取締役の候補者については、取締役会議案の審議に必要な広範な知識、経験及び実績を備えていること、管掌部門の課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることを重視する。当社は、経営陣幹部及び経営委員の選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用する。

当社は、監査役候補者の指名にあたり、企業経営における監査及び監査役の機能の重要性を認識し、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、監査役として職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。

また、当社は社外役員の独立性に関する判断基準を別途定め、同基準を満たす社外取締役候補者及び社外監査役候補者を推薦する。

【手続】

取締役候補者は、社長が選考し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において決定する。

監査役候補者は、社長が推薦し、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会において決定する。

経営委員は、社長が選考し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において選任する。

※手続につきましては、12ページに記載の指名諮問委員会規則もあわせてご参照ください。

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

(目的)

第1条 本基準は、日本郵船株式会社（以下、当社という。）における社外取締役候補者及び社外監査役候補者の推薦に関する独立性基準を定めることを目的とする。

(社外取締役)

第2条 社外取締役候補者は、取締役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査役)

第3条 社外監査役候補者は、監査役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第4条各号に該当しない者の中から推薦する。

- (1) 当社の監査業務遂行に資する幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
- (2) 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
- (3) 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性)

第4条 以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者）又はその業務執行者である者
- (2) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている上位10位の借入先）又はその業務執行者である者
- (3) 当社を主要な取引先（当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）とする者又はその業務執行者である者
- (4) 当社の主要な取引先（取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超）又はその業務執行者である者
- (5) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (6) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
- (8) 過去3年間に於いて、上記（1）から（7）のいずれかに該当していた者
- (9) 上記（1）から（8）のいずれかに該当している者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
- (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
- (11) 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- (12) 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

平成28年9月29日開催の当社取締役会で決議した指名諮問委員会規則を以下にご参考として開示いたします。

指名諮問委員会規則

第1条 (構成)

指名諮問委員会（以下、委員会という）は、取締役会長、代表取締役社長、独立社外取締役を委員として構成する。

2 委員会の委員長は、取締役会長とする。ただし、取締役会長が空席のときには、代表取締役社長とする。

3 委員の任期は、本委員会発足のとき又は取締役に就任した日より、取締役の任期が終わるまでの期間とする。

第2条 (招集)

委員会は、少なくとも年1回、また、必要に応じて随時開催することとし、委員長が開催を招集する。

2 委員会の招集の通知は、開催日の7日前までに各委員に発する。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに委員会を開くことができる。

第3条 (議長)

委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

第4条 (目的)

委員会は、代表取締役社長による諮問に基づき、以下の各号等の指名に関する事項を協議する。

- ① 取締役の選任及び解任に関する事項
- ② 取締役社長の選任及び解任並びにその後継者プランに関する事項
- ③ 代表取締役の選任及び解任に関する事項
- ④ 独立役員の独立性の基準に関する事項
- ⑤ 経営委員の選任及び解任に関する事項

第5条 (記録)

委員会の開催日時、出席者、及び議題を記録する。

平成28年10月1日 制定

候補者 番 号	候 補 者 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の 取締役会出席率
1	再任 く どう やす み 工 藤 泰 三 (昭和27年11月14日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社セミライナーグループ長 平成14年 4 月 当社経営委員 平成16年 6 月 当社常務取締役経営委員 平成18年 4 月 当社代表取締役・専務経営委員 平成20年 4 月 当社代表取締役・副社長経営委員 平成21年 4 月 当社代表取締役社長・社長経営委員 平成27年 4 月 当社代表取締役会長・会長経営委員（現在に至る） <重要な兼職の状況> 一般社団法人日本船主協会会長 一般社団法人日本物流団体連合会会長（平成29年 6 月30日退任予定） 一般社団法人日本経済団体連合会副会長	168,168株
		平成16年に当社取締役に就任以降、総合物流本部長等を経て平成21年から平成27年まで社長としてリーマンショック後の多難な時期に当社を統率し、また、平成27年から会長として業務執行を監督するとともに、重要な意思決定に関与し、ガバナンスの強化に努めました。持続的な企業価値の向上を図り、適切に当社グループの経営を監督するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
2	再任 ない と う た だ あ き 内 藤 忠 顕 (昭和30年 9 月30日生)	昭和53年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 当社石油グループ長 平成17年 4 月 当社経営委員 平成19年 4 月 当社常務経営委員 平成20年 6 月 当社取締役・常務経営委員 平成21年 4 月 当社代表取締役・専務経営委員 平成25年 4 月 当社代表取締役・副社長経営委員 平成27年 4 月 当社代表取締役社長・社長経営委員（現在に至る）	127,130株
		平成20年に当社取締役に就任以降、経営企画本部長、一般貨物輸送本部長等を経て、平成27年から業務の統理者である社長を務め、技術力による競争力強化を推進し、透明性と実効性あるガバナンスを追求するとともに、定期コンテナ船事業を分離・統合するなど重大な意思決定を断行しました。新中期経営計画を策定し事業収益性の安定と向上を実現するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)

候補者番号	候補者氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の取締役会出席率
3	再任 たざわ なおや 田澤直哉 (昭和30年10月27日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社人事グループ長 平成17年4月 当社経営委員 平成19年4月 当社常務経営委員 平成21年6月 当社取締役・常務経営委員 平成22年4月 当社代表取締役・専務経営委員 平成27年4月 当社代表取締役・副社長経営委員（現在に至る） 技術本部長、社長特命事項	134,673株
		平成21年に当社取締役に就任以降、総務本部長、チーフコンプライアンスオフィサー等を経て、現在は副社長経営委員として技術本部長及び社長特命事項担当を務めております。技術力を源泉とした事業優位性の確立とともに、実効性ある当社グループのガバナンスを推進するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
4	再任 なが さわ ひと し 長澤仁志 (昭和33年1月22日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 当社LNGグループ長 平成19年4月 当社経営委員 平成21年4月 当社常務経営委員 平成23年6月 当社取締役・常務経営委員 平成25年4月 当社代表取締役・専務経営委員（現在に至る） 不定期専用船戦略会議議長	111,474株
		平成23年に当社取締役に就任以降、リキッド部門関連事業を担当し、現在は専務経営委員として不定期専用船戦略会議議長を務めております。LNG事業の上流権益や海洋事業への参画を推進し運賃安定型事業を着実に拡大するとともに、ドライバルク部門の収益性を向上させるため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
5	再任 ちから いし こう いち 力石晃一 (昭和32年4月19日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年4月 当社石油製品・LPGグループ長 平成21年4月 当社経営委員 平成24年4月 当社常務経営委員 平成24年6月 当社取締役・常務経営委員 平成25年4月 当社代表取締役・専務経営委員（現在に至る） 自動車輸送本部長	91,694株
		平成24年に当社取締役に就任以降、主に不定期専用船事業を担当しドライバルク輸送副本部長を経て、現在は専務経営委員として自動車輸送本部長を務めております。顧客からの信頼を背景として自動車船事業での優位性を確立するとともに、競争力の向上により自動車物流事業を拡大するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)

候補者 番 号	候 補 者 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の 取締役会出席率
6	再任 まる やま ひで とし 丸 山 英 聡 (昭和32年5月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成25年4月 当社常務経営委員 平成25年6月 当社取締役・常務経営委員 平成28年4月 当社取締役・専務経営委員（現在に至る） グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、 一般貨物輸送本部長	56,448株
		平成25年に当社取締役就任以降、主に一般貨物輸送事業を担当し、現在は専務経営委員として一般貨物輸送本部長を務めております。ターミナル事業の再編やコンテナ船部門の競争力強化を進めるとともに、昨年10月に合意した定期コンテナ船事業の分離・統合を主導するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
7	再任 よし だ よし ゆき 吉 田 芳 之 (昭和32年5月30日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長 平成23年4月 当社経営委員 平成27年4月 当社常務経営委員 平成27年6月 当社取締役・常務経営委員（現在に至る） チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長	80,388株
		平成27年に当社取締役就任以降、主に総務・人事・法務関連部門を担当し、現在は常務経営委員としてチーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長を務めております。取締役会の実効性の向上に取り組むとともに、多様な人材の活躍を促進し遵法体制の強化を推進するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
8	再任 たか はし えい いち 高 橋 栄 一 (昭和33年10月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年4月 当社主計グループ長 平成24年4月 当社経営委員 平成28年4月 当社常務経営委員 平成28年6月 当社取締役・常務経営委員（現在に至る） チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長	47,732株
		平成28年に当社取締役就任以降、主に企画・主計・財務関連部門を担当し、現在は常務経営委員としてチーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長を務めております。適正な財務情報の適時開示体制を確保するとともに新中期経営計画の立案を担当し最適な財務戦略を推進するため、引き続き取締役候補者となりました。	100% (11回中11回)

(注) 高橋栄一氏の出席状況につきましては、平成28年6月20日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	候補者氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の取締役会出席率
9	再任 独立社外取締役 おかもと ゆき お 岡本行夫 (昭和20年11月23日生)	昭和43年4月 外務省入省 平成3年1月 同省退官 平成3年3月 株式会社岡本アソシエイツ代表取締役（現在に至る） 平成8年11月 内閣総理大臣補佐官 平成10年3月 同上退官 平成13年9月 内閣官房参与 平成15年4月 同上退官 内閣総理大臣補佐官 平成16年3月 同上退官 平成20年6月 当社社外取締役 平成29年4月 当社筆頭社外取締役（現在に至る） <重要な兼職の状況> 株式会社岡本アソシエイツ 代表取締役 三菱マテリアル株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役	103,147株
		外務省において要職を歴任し、国際情勢に精通する専門家として幅広い知識と見識をもとに、平成20年に当社社外取締役に就任以降、客観的・専門的な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。	100% (14回中14回)
10	再任 独立社外取締役 かた やま よし ひろ 片山善博 (昭和26年7月29日生)	昭和49年4月 自治省入省 平成10年12月 同省退官 平成11年4月 鳥取県知事 平成19年4月 同上退任 慶應義塾大学教授 平成22年9月 総務大臣就任 平成23年9月 同上退任 平成28年6月 当社社外取締役（現在に至る） 平成29年3月 慶應義塾大学教授退任 平成29年4月 早稲田大学公共経営大学院教授（現在に至る） <重要な兼職の状況> 早稲田大学公共経営大学院教授	13,923株
		自治省（現総務省）において要職を歴任し、平成22年から平成23年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。	100% (11回中11回)

(注) 片山善博氏の出席状況につきましては、平成28年6月20日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者 番号	候補者氏名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
		取締役候補者としたこと等の理由	当期に開催の 取締役会出席率
11	新任 独立社外取締役 くにやひろこ 国谷裕子 (昭和32年2月3日生)	昭和56年4月 日本放送協会（NHK）総合テレビ 「7時のニュース」英語放送アナウンサー・ライター、 「NHKスペシャル」リサーチャー 昭和62年7月 日本放送協会（NHK）衛星放送 「ワールド・ニュース」キャスター 平成5年4月 日本放送協会（NHK）総合テレビ 「クローズアップ現代」キャスター 平成28年4月 東京藝術大学理事（非常勤）（現在に至る） <重要な兼職の状況> 東京藝術大学理事（非常勤）	0株
		キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る 問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い 独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適 切な監督に寄与いただけると判断したことから、新たに社外取締役候補 者となりました。	—

- (注1) 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
- (注2) 岡本行夫氏、片山善博氏及び国谷裕子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。3氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、10ページ及び11ページをご覧ください。）。
- (注3) 当社及び特定の海外現地法人は、平成24年9月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為について、米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されており、また、欧州等の当局からも調査を受けています。岡本行夫氏は、対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識しておりませんでした。同氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え取締役会や独占禁止法等遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しております。
- (注4) 岡本行夫氏が平成26年6月まで社外監査役を兼任しておりました三菱自動車工業株式会社の製作所において、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年9月から12月にかけて判明しました。また、退任後の平成28年4月に、同社製の自動車の型式認証取得において燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作が行われていたこと、及び国内法規で定められたものと異なる試験方法がとられていたことが判明しました。同氏は在任中に生じたこれらの各事実に関与しておりませんが、日頃から法令遵守の視点に立ち適宜意見表明を行っており、前者の事実の判明後は再発防止に向けた同社の取組内容を確認するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めました。
- (注5) 岡本行夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。また、片山善博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (注6) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた現行定款第33条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。岡本行夫氏、片山善博氏及び国谷裕子氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第5号議案 監査役1名選任の件

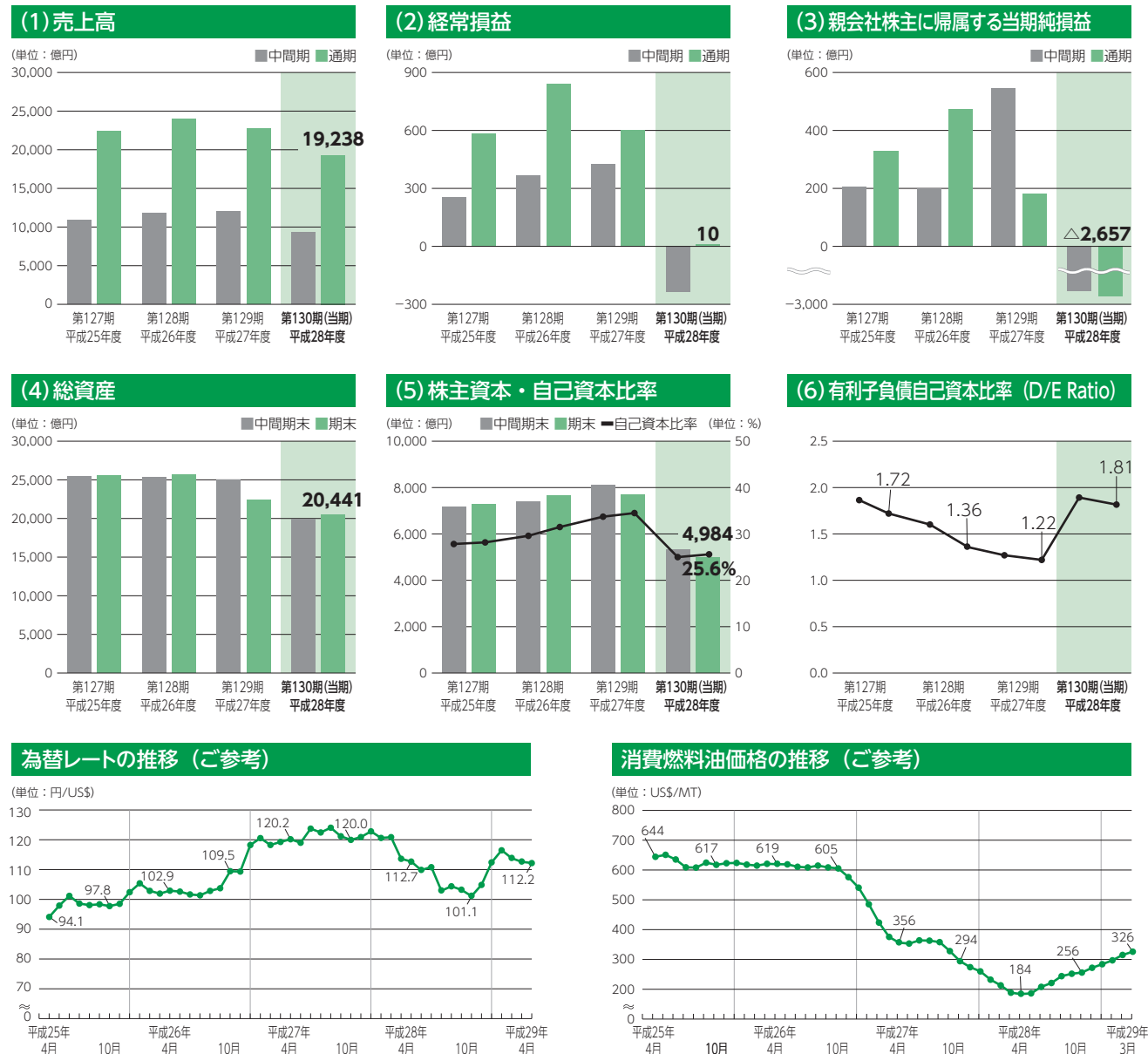
監査役 杉浦 哲氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、次の1名の監査役選任をお願いいたしたいと存じます。
本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者氏名 (生 年 月 日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
	監査役候補者としたこと等の理由	
新任 ひら まつ ひろし 平 松 宏 (昭和31年2月20日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社企画グループ長 平成18年4月 当社経営委員 平成20年4月 当社常務経営委員 平成21年6月 当社取締役・常務経営委員 平成25年4月 当社取締役 平成25年6月 同上退任 平成25年6月 NSユナイテッド海運株式会社 取締役・常務執行役員 平成27年6月 同社取締役・専務執行役員（現在に至る） <重要な兼職の状況> NSユナイテッド海運株式会社 取締役・専務執行役員 (平成29年6月28日開催予定の同社第91回定時株主総会終結の時をもって退任予定)	62,000株
	平成21年より平成25年まで当社取締役として主に財務・主計部門を担当し、また、平成25年より平成29年までNSユナイテッド海運株式会社の取締役として同社の経営に関与しております。当社における豊富な業務経験と会社経営、特に財務・会計に関する専門的な知見を活かし、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに監査役候補者としました。	

- (注1) 平松 宏氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、同氏は、平成29年6月28日に開催されるNSユナイテッド海運株式会社の第91回定時株主総会終結の時をもって、同社の取締役・専務執行役員を退任される予定です。
- (注2) 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた現行定款第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。平松 宏氏の選任が承認された場合は、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

主要財務ハイライト（連結）

1. 業績の推移



(注) 為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値（表示単位未満を四捨五入）です。

2. 事業部門別業績

連結売上高構成比
(当期)

一般貨物輸送事業

56.4%

不定期専用船事業

35.8%

その他事業

7.8%

		第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 平成27年度	第130期(当期) 平成28年度
定期船事業 29.3%	売上高	6,174	6,963	7,063	5,859
	経常損益	△7	98	△3	△127
航空運送事業 4.1%	売上高	888	991	911	819
	経常損益	△73	6	15	26
物流事業 23.0%	売上高	4,315	4,869	4,965	4,613
	経常損益	65	107	118	76
不定期専用船事業 35.8%	売上高	9,884	9,958	9,022	7,177
	経常損益	548	600	465	△41
不動産業 0.5%	売上高	99	95	97	94
	経常損益	38	32	33	120
その他の事業 7.3%	売上高	客船 452 その他 1,927	2,195	1,470	1,466
	経常損益	客船 7 その他 6	15	△0	△14

3. 事業部門別資産

	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 平成27年度	第130期(当期) 平成28年度
定期船事業	4,524	4,998	4,192	4,019
航空運送事業	788	562	475	530
物流事業	2,379	2,743	2,503	2,551
不定期専用船事業	15,022	15,012	13,385	12,693

	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 平成27年度	第130期(当期) 平成28年度
不動産業	538	568	635	562
その他の事業	客船 337 その他 5,529	4,312	2,513	2,099
計	29,121	28,197	23,705	22,457
調整額	△3,609	△2,498	△1,257	△2,015
連結	25,512	25,698	22,447	20,441

(注1) 事業部門間の内部取引高消去前の数字です。
(注2) 第129期より、「客船事業」を構成していた主要な連結子会社の1つであったCRYSTAL CRUISES, LLCの全持分を譲渡したことに伴い「客船事業」については「その他の事業」に含めて表示する方法に変更しています。なお、上記の第127期の事業部門別業績及び事業部門別資産には、この見直しによる変更を反映していません。
(注3) 第128期より、特定のセグメントに帰属しない一般管理費を全社費用とし、上記に含めていません。
(注4) 事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整及び全社資産です。なお、全社資産の主なものは当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、米国では着実に雇用が増え、個人消費も底堅く推移し、欧州では英国のEU離脱に伴い懸念された景気の悪化は生じませんでした。一方、中国では景気減速が続きましたが、製造業の主要な経済指標が下期に入り改善し、また、新興国の経済は二極分化の様相を呈しました。原油を含む資源価格は徐々に持ち直しました。米国大統領選挙前に大幅な円高が進みましたが、その後は再び急速に円安に振れました。日本経済は年末以降に円安が下支えとなり、景気は緩やかに回復しました。

こうしたなかでも海運市況の歴史的な低迷が続き、コンテナ船部門及びドライバルク部門を中心に合計2,054億円の特別損失(減損損失等)を計上する等、当期の連結業績は、売上高1兆9,238億円(前期比15.3%減)、営業損失180億円、経常利益10億円(同98.3%減)、親会社株主に帰属する当期純損失2,657億円と前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

② 各事業部門の概況

●一般貨物輸送事業

定期船事業

コンテナ船部門の荷動きは、他船社破綻の影響により上期後半から需給環境が改善し、北米・欧州航路では市況回復の兆しが見られました。また、長期に亘る市況低迷に伴う備船料の下落により船舶の解撤が進みました。一方、北米・欧州以外の航路では船舶の大型化により船腹が供給過多となり、厳しい市況が続きました。当社を含むG6 アライアンスでは各サービスの効率化を進め、競争力の維持に努めました。一部の不採算航路の休止に加え、積載効率・燃費効率に優れた新造大型船の投入、既存船舶の改造と効率的な配船により、引き続き船費や運航費の削減に努めました。さらに効率的なコンテナ運用と粗利の極大化を目指すEAGLEプロジェクトの深化を進め、より一層のコスト削減・粗利向上に努めることで回復半ばである市況への耐性を高めました。これらに加え、業界再編により運航規模を拡大することで競争力を高める動きを受けて、定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業を含む)を安定的かつ持続的に運営するために、昨年10月に、川崎汽船株式会社・株式会社商船三井と新会社を設立し同事業を統合することを決定し、統合新会社は平成30年4月にサービスを開始する予定です。

国内・海外コンテナターミナルは堅調に推移し、海外での新規投資案件もあり、総取扱量は前期比で増加しました。

定期船事業全体の業績は、前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

航空運送事業

日本貨物航空(株)は効率的なオペレーションに努めるとともに、輸送品質の向上やマーケット需要への迅速な対応に取り組みました。上期は運賃下落や円高の影響もあり厳しい状況が続きましたが、下期は往復航とも荷動きが活発化し、機材の発注をキャンセルしたことに伴う為替差益の計上もあり、前期と比べて減収増益となりました。

物流事業

航空貨物輸送(フォワーダー業)は、中国発着便を中心に仕入費用が高騰し、粗利が大幅に下落しました。海上貨物輸送(フォワーダー業)は、日本発着・三国間ともに取扱量を伸ばしました。ロジスティクス事業(倉庫での保管や集荷・輸送などの物流事業)は、東南アジア地域の経済減速の影響を受け、低調に推移しました。

国内物流部門では、内航船事業の荷動きは好調で、近海フェリー事業と国内倉庫事業も堅調でした。

物流事業全体の業績は、前期と比べて減収減益となりました。

●不定期専用船事業

自動車輸送部門では、原油を含む資源価格の下落を背景に、主に資源国向けの輸送需要が伸び悩み、全体の輸送台数は前期を下回りました。このような状況下、引き続き減速航海を徹底するなど運航費の節減に努めるとともに、所有船の解撤売船を行いました。また、世界初となるLNG燃料船が就航し、環境負荷の低減に努めています。自動車物流部門では、中国やインドを中心とした既存事業は概ね順調に推移しており、次の成長市場とみなされるケニアやベトナムにおいて、現地企業と完成車物流会社の共同設立に合意しました。

ドライバルク部門では、鉄鉱石と穀物の荷動きは増加しましたが、石炭の荷動きは概ね前期並みに推移しました。一方、市況の低迷はバルカーの解撤を促しましたが、新造船の竣工も続き、船腹過剰の本格的な解消に至らなかったものの、下期に向けて市況は改善しました。このような状況下、当社グループは長期契約を増加させると同時に、効率的な運航の徹底を進めるなどのコスト削減に取り組みました。さらに、貨物の組合せや配船の工夫によりバラスト航海を減らすなど、収支の向上に努めました。

リキッド部門では、VLCC(大型タンカー)は、荷動きが堅調だったものの新造船の供給圧力が強く、石油製品タンカーは東西荷動きが低迷し、また、LPG船は米国発東アジア向け等の長距離輸送貨物が減少し、それぞれ市況は悪化しました。LNG船は安定的な収益を生む長期

契約に支えられて順調に推移し、海洋事業はFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）、ドリルシップやシャトルタンカーが順調に稼働したものの、リキッド部門の業績は悪化しました。

不定期専用船事業全体の業績は、前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

●その他事業 不動産業

不動産業は、市況も堅調で新たな賃貸物件も順調に稼働しました。また、下期に出資先による不動産信託受益権の売却及びそれに伴う賃貸借契約の解約を行ったため、前期と比べて減収増益となりました。

その他の事業

その他の事業は、船用品販売や化学品製造・分析が好調で、石油備蓄基地でも海技事業を新たに受注しました。一方、小型船舶修繕の受注や船舶用燃料油の利益は減少し、売上高・損益ともほぼ前期並みとなりました。飛鳥Ⅱクルーズは、夏場に台風の影響を受けたものの、国内クルーズの販売が総じて堅調で前期を上回る利益を上げました。その他の事業全体では、前期と比べて減収となり、損失を計上しました。

詳細につきましては、前述の「事業部門別業績」（20ページ）をご参照ください。

③ 安全と環境への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹を成すものです。独自の安全管理システムNAV9000と現場の意識を改善するニアミス3000、乗組員の相互扶助による安全文化の醸成を目指すPOWER+ Project等の安全推進活動を継続し、引き続き環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

また、当社は長年培ってきた船員教育のノウハウを活かした船員の質を向上かつ安定させる独自の教育プログラムを策定しており、多様な国籍の船員を育成しています。特に世界的な船員供給国であるフィリピンにおいては、設立10周年を迎える商船大学の運営や、高度な運航技術を要するLNG船やVLCC等の幹部職員養成など、安全運航を担う優秀な船員の育成と確保に努めています。

当社グループは、安全運航と環境の保護に資する技術開発に積極的に取り組んでいます。完全子会社である㈱MTIを核として、気象・海象データ、運航データ等を陸上と船舶の間で共有し、最適運航を目指す技術開発や、船内プラントの状態監視・故障予知のための研究開発を行っています。また、実際の運航データに基づき、船体

を改造することで燃費性能を向上させる等、ビッグデータを活用した研究開発を進めています。

(2) 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高（社債等を含む。）は、前期末比48億円増加し、9,453億円となりました。

当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で1,559億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ502億円及び704億円、航空運送事業において航空機などに206億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに104億円、不動産業において26億円、その他の事業において16億円の設備投資を実施しました。

(3) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営方針として、次の経営課題に取り組んでいます。

① 安定と成長の戦略

当期の事業環境を振り返りますと、燃料油価格が一時下落したものの、その後上昇に転じ、また円高も進行したことにより、海運市況は歴史的低水準で低迷した一年でした。

一般貨物輸送事業では、コンテナ船部門においてのさらなる高品質かつ競争力のあるサービスの提供を目指し、川崎汽船株式会社・株式会社商船三井との定期コンテナ船事業の統合を決定しました。また、ターミナル事業においては新たな安定収益の確保を目指し、インドネシアでの新コンテナターミナルの操業開始、米国でのコンテナターミナルへの出資等、コンテナ船とのシナジー効果で他社との差別化を図りました。

自動車輸送部門では、環境課題を成長のチャンスに転換すべく、優れた環境性能を持つ世界初のLNG燃料自動車専用船を竣工し、自動車物流事業ではケニアやベトナムでの完成車物流会社設立に合意する等により海外拠点の増強を図りました。

エネルギー輸送部門では、LNG輸送事業において、拡大する需要を見据えて米国でのプロジェクトにおける新造船の共同保有を決定しました。また、LNG燃料のさらなる普及・発展に貢献すべく世界初のLNG燃料供給船を竣工し、船舶向けLNG燃料供給・販売のための新たなブランドを立ち上げました。

海洋事業においては、業容の拡大を図り、ブラジル及びメキシコでもFPSOを稼働し、今後も拡大が見込まれる海洋資源開発事業での取組みを進めています。

ドライバルク部門の収益性の安定的な向上は中期的かつ重要な課題であり、市況耐性の高い収支構造とするため、長期安定契約の拡充と適正な船隊規模とのバランスを図り、収益性の改善に努めています。

周囲を取り巻く環境の激変により、当社は平成26年度からの5カ年中期経営計画“More Than Shipping 2018～Stage 2 きらり技術力～”の最終年度の利益・財務計画を取り下げました。しかし、現中期経営計画において掲げていた運賃安定型事業の積み上げ、市況変動事業におけるライトアセット化推進等の基本戦略はその妥当性を失っており、今後も同戦略に基づき以下の主要な課題に沿って取り組みます。新中期経営計画は、本年度中に策定します。

当社グループの主力事業である定期コンテナ船事業の収益を回復させ安定的な成長を図るため、川崎汽船株式会社・株式会社商船三井と設立する統合新会社は、3社のシナジーの創出により競争力を高め、140万TEU（※）に達する統合後の船隊によって実現する運航規模の拡大により世界に伍して戦える体制を構築できるよう取り組みます。また、着実に収益を安定させ成長を遂げている物流事業を当社グループの中核とすべく、新興国をはじめ既存の拠点の量的拡大を図るとともに、顧客ニーズに対応したサービスの深化により、さらなる競争力の強化に努めます。

サービスの柔軟な改編と効率化とともに、オペレーションの品質向上により顧客の信頼を獲得してきた自動車輸送部門では、事業におけるさらなる優位性を追求します。また、先んじてリアルタイムに個々の車両の動静を管理する革新的な技術力と顧客ニーズを追求する現場力を融合した完成車輸送の豊富なソリューションを提供してきた成果により、自動車物流事業におけるマーケットの拡大への取り組みを継続します。

業界ネットワークに基づく営業力と船舶管理等の技術優位を背景とするLNG輸送事業は、新興市場への参入の機会を追求するとともに、長期契約を積み上げることで収益性の安定的な向上に注力し、海洋事業においては、ドリルシップ、チャトルタンカー事業やFPSO事業の継続的なオペレーションの効率化と技術的知見の蓄積に努め、新規プロジェクトの獲得を目指します。

当社グループは、安定的な利益創出に向けた事業モデルを追求し、ライトアセット型事業を志向することで経営効率性を高め、ソフトとハードの両面から創意工夫をもって他社との差別化を図る「きらり技術力」(Creative Solutions)を競争力の源泉とする戦略に邁進し、新中期経営計画の策定を通じて中長期的に持続可能な成長を達成すべく全力で取り組みます。

(※) TEU：20フィートの海上輸送コンテナを1単位とした換算個数

② ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組み

当社グループは、グローバルな視野を持って企業の社会的責任を果たすべく、「安全」「環境」「ガバナンス」「人材」についても経営の最重要課題に位置付け、社会課題(ESG)に対して積極的に取り組みます。

船舶等のオペレーションの安全は当社グループの事業の根幹であり、あらゆる現場での安全推進活動の一層の継続に努めます。環境保全については、長期ビジョンに基づき技術開発に取り組んでいます。平成30年度までに平成22年度比で燃料消費効率を15%向上させるべく、最適運航の深度化を図り、重油に代わる次世代燃料としてCO₂・SOx・NOx排出量を削減することができLNG燃料への転換を積極的に進めています。当期は、世界初となるLNG燃料の自動車専用船やLNG燃料供給船が竣工しました。環境規制が年々強化されていくなかで、バラスト水処理装置の先行搭載や、平成32年から実施予定の燃料油に含まれる硫黄分規制強化等への対応を進めています。

また、企業経営の健全性と透明性をより高めるために、引き続き内部統制の実効性向上とコンプライアンス徹底等のガバナンス強化に努めます。さらに、当社グループ企業理念を支える“NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて、誇りを持って働ける職場づくりの実現を目指し、多様な人材が活躍できる環境づくりを進めていきます。当社グループは、今後もこれらの取組みに関する積極的な情報開示とその充実を図るとともに、ステークホルダーの皆様との良好な関係の構築とサービスの品質向上に努めます。

③ 公正取引の徹底

当社グループは従前より独占禁止法の遵守を最重要事項と捉え、そのための体制強化に取り組んできました。平成24年9月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為についての日本の公正取引委員会等による調査開始以来、独占禁止法等遵法活動徹底委員会を定期的に開催しており、また、各事業を対象とした同法リスクアセスメントを継続し、その対象を当社のみならず国内外のグループ会社へも拡大しています。その結果をふまえた行動基準を制定し、研修を行い、役職員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書を取得する等、遵法意識が更に浸透するよう様々な施策の一層の強化・拡充を図っています。今後も、あらゆる手段を講じ再発防止と独占禁止法その他の法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行します。

(4) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況 (単位：特記なきものは百万円)

区 分	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 平成27年度	第130期(当期) 平成28年度
売 上 高	2,237,239	2,401,820	2,272,315	1,923,881
経 常 利 益	58,424	84,010	60,058	1,039
親会社株主に帰属する当期純損益	33,049	47,591	18,238	△ 265,744
1株当たり当期純損益	19.48円	28.06円	10.75円	△157.23円
総 資 産	2,551,236	2,569,828	2,244,772	2,044,183
純 資 産	773,899	880,923	844,269	591,936
1株当たり純資産	424.67円	477.79円	456.21円	309.80円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。
- (注2) 当連結会計年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。

第127期 コンテナ船は全般的に荷動きが増加したものの、新造大型船の竣工・投入による供給圧力が強く運賃は下落しましたが、コスト削減により収益性は改善しました。航空運送事業は運賃が低迷したものの、ドライバルカー及びタンカーの市況が夏場以降に改善したことに加え、物流事業・客船事業はともに堅調に推移し、各段階損益において大幅な増益となりました。

第128期 コンテナ船は荷動きが増加したものの、新造大型船の竣工・投入による供給圧力が強く市況は低調に推移しました。業務の効率化やコスト削減等により収益性は改善しました。ドライバルカー市況は船腹過剰の状態が続き、全船型・全水域で前期を下回りましたが、タンカー市況及び完成車輸送台数が堅調に推移しました。航空運送事業は航空貨物輸送の活況と燃料油価格下落の恩恵を受け利益を計上し、物流事業も増益となった結果、各段階損益において増益となりました。

第129期 コンテナ船は、新造大型船の竣工・投入による強い供給圧力に加え、欧州航路を主とした貨物需要の落ち込みにより需給ギャップが拡大し、市況が大幅に悪化しました。ドライバルカーは解撤が進んだものの新造船の竣工も続いたため、船腹過剰の解消には至らず市況は史上最低水準まで下落し、それに伴い減損損失等を計上しました。タンカー市況及び完成車輸送台数は堅調に推移し、航空運送事業・物流事業も増益となったものの、各段階損益において減益となりました。

第130期 (当期) 当期の状況については、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(21ページ及び22ページ)をご参照ください。
なお、当社グループの事業部門別の財産及び損益の状況については、前述の「事業部門別業績」及び「事業部門別資産」(20ページ)をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況 (単位：特記なきものは百万円)

区 分	第127期 平成25年度	第128期 平成26年度	第129期 平成27年度	第130期(当期) 平成28年度
営 業 収 益	1,168,438	1,264,761	1,201,339	947,758
経 常 損 益	37,558	73,530	47,419	△34,091
当 期 純 損 益	13,380	12,565	2,974	△266,930
1株当たり当期純損益	7.89円	7.41円	1.75円	△157.93円
総 資 産	1,655,372	1,525,359	1,366,544	1,331,044
純 資 産	471,569	478,862	458,825	203,618
1株当たり純資産	278.03円	282.35円	270.55円	120.73円

- (注1) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。
- (注2) 当事業年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しています。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、期中平均発行済株式及び期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めています。

第127期 新造大型コンテナ船の竣工が続き、需給ギャップが拡大したことによりコンテナ運賃水準は下落しましたが、コスト削減に鋭意取り組んだ結果、収益性は改善しました。ドライバルカーの市況が夏場以降に好転し、完成車輸送台数が順調に推移したことなどにより、各段階損益において利益を計上しました。

第128期 コンテナ船は荷動きが増加したものの、大型船の竣工による需給ギャップの拡大により市況は低調に推移し、北米西岸の港湾混雑による追加費用の発生もありましたが、効率化やコスト削減に注力し収益性が改善しました。ドライバルカー市況は年間を通じて低迷しましたが、タンカー市況は需給が改善したこと等により前期を上回りました。完成車輸送台数も順調に推移し、円安・燃料油安も追い風となり、各段階損益において利益を計上しました。

第129期 コンテナ船は新造船の相次ぐ竣工等により運賃市況が低迷し、収支が悪化しました。タンカー市況及び完成車輸送台数は堅調に推移しました。ドライバルカー市況は史上最低水準まで悪化するなど年間を通じて低迷し、主にドライバルカーで減損損失等を計上したこともあり、各段階損益において前期を下回りました。

第130期 (当期) 海運市況は歴史的な低水準まで落ち込み、多額の減損損失等を計上しました。コンテナ船とドライバルカーは、下期を境に回復傾向にあるものの、資源価格の低迷により産油国の経済状況が悪化したことに伴い、完成車の輸送需要が伸び悩んだことに加え、タンカー市況も軟化し、各段階損益において損失を計上しました。

(5) 当社グループの主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

一般貨物輸送事業（定期船事業、航空運送事業、物流事業）
不定期専用船事業
その他事業（不動産業、その他の事業）

(6) 当社グループの主要な営業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル）
支 店	横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、 関西支店（神戸市）、九州支店（福岡市）
海 外 在 勤 ・ 駐 在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、 ジェダ、北京、モスクワ

② 重要な子会社

会 社 名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト株式会社	東京都千代田区
日 本 貨 物 航 空 株 式 会 社	東京都港区
八 馬 汽 船 株 式 会 社	神戸市
郵 船 ク ル ー ズ 株 式 会 社	横浜市
郵 船 商 事 株 式 会 社	東京都港区
郵 船 ロ ジ ス テ ィ ク ス 株 式 会 社	東京都港区
株 式 会 社 ユ ニ エ ッ ク ス	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(7) 当社グループの船舶の状況 (平成29年3月31日現在)

事 業 部 門	船 種	区分	隻数	重量屯 (K/T)
定 期 船 事 業	コ ン テ ナ 船	所有	27	1,791,275
		傭船	70	4,306,145
		合計	97	6,097,420
不定期専用船事業	撒 積 船 (ケーブサイズ)	所有	27	5,252,326
		傭船	72	14,317,743
		合計	99	19,570,069
	撒 積 船 (パナマックスサイズ)	所有	39	3,489,620
		傭船	57	4,689,395
		合計	96	8,179,015
	撒 積 船 (ハンディサイズ)	所有	56	2,623,783
		傭船	121	5,633,791
		合計	177	8,257,574
	チ ッ プ 船	所有	9	460,331
		傭船	34	1,861,002
		合計	43	2,321,333
	自 動 車 船	所有	31	537,004
		傭船	80	1,473,633
		合計	111	2,010,637
	油 槽 船	所有	42	7,673,821
		傭船	21	2,406,525
		合計	63	10,080,345
	L N G 船	所有	26	1,948,470
		傭船	3	228,211
		合計	29	2,176,681
在来・プロジェクト貨物船	所有	21	393,787	
	傭船	20	294,737	
	合計	41	688,524	
そ の 他	所有	1	7,450	
	傭船	-	-	
	合計	1	7,450	
そ の 他 の 事 業	客 船	所有	1	7,548
		傭船	-	-
		合計	1	7,548
総 計		所有	280	24,185,415
		傭船	478	35,211,181
		合計	758	59,396,596

(注1) 所有船の隻数は共有船を含み、重量吨は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。
(注2) 1K/T未満を四捨五入のうえ表示しています。
(注3) LNG船の隻数は、非連結の合併会社保有を加えると70隻です。

(8) 当社グループ及び当社の従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数 (名)	前期末比 (名)
一般貨物輸送事業	定期船事業	6,767
	航空運送事業	760
	物流事業	23,641
その他事業	不定期専用船事業	2,775
	不動産業	66
	その他の事業	1,521
全社 (共通)		405
合計		35,935
		1,659

(注) 「全社 (共通)」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比 (名)
陸上職	870	20
(うち、海技者)	(106)	(5)
海上職	289	8
合計	1,159	28

(注) 従業員数は当社への出向者61名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。

(9) 当社の主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	93,957
明治安田生命保険相互会社	63,566
日本生命保険相互会社	53,025
株式会社日本政策投資銀行	37,016
三菱UFJ信託銀行株式会社	34,413
株式会社三井住友銀行	32,708
農林中央金庫	30,845
株式会社山口銀行	20,194
株式会社千葉銀行	17,978
三井住友信託銀行株式会社	16,624

(注) 上記のほか、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合計で20,000百万円ありますが、各借入額に含めていません。

(10) 重要な企業結合の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。

平成29年3月31日現在の連結子会社は552社、持分法適用会社は200社です。

企業結合の経過及び成果につきましては、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(21ページ及び22ページ)及び「当社グループ及び当社の財産及び損益の状況」(24ページ)をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	10,000 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	74.86	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	100.00	客船保有・運航業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	59.73	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクス	934 百万円	83.60	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	19,263 千シンガポールドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A. 他船舶保有会社309社	75,319 千米ドル (154社合計) 14,210 百万円 (156社合計)	100.00 (全社)	船舶貸渡業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。
(注2) ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社309社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期備船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.56	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.03	海上運送業

(注) 議決権比率は間接保有を含んでいます。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項等

当社及び特定の海外現地法人は、平成24年9月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為について、米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されており、また、欧州等の当局からも調査を受けています。これに関連し、現時点で見込む欧州当局による制裁金及び豪州当局による罰金として、合計約195億円を独禁法関連引当金繰入額として当期の特別損失に計上しました。

いずれも平成24年9月以前の一連の違反行為についての当局による処分等を来期以降に見込む会計上の処理ですが、長期に亘り株主の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,983,550,000株
(2) 発行済株式の総数 1,695,851,370株
(注) 自己株式4,699,618株を除いています。
(3) 株主数 126,807名（前期末比2,647名減）
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数（千株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	125,252	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	96,901	5.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	48,683	2.87
三菱重工業株式会社	41,038	2.42
明治安田生命保険相互会社	34,473	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	31,039	1.83
東京海上日動火災保険株式会社	28,945	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	23,275	1.37
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	23,110	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	23,106	1.36

（注）持株比率は自己株式（4,699,618株）を除いて計算しています。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（9,319,000株）は含まれません。

(5) 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	4,639,539株
当期における取得株式		
単元未満株式の買取り	普通株式	70,320株
	取得価額の総額	14,758,499円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	10,241株
	処分価額の総額	2,216,461円
当期における失効株式	なし	
当期末における保有自己株式	普通株式	4,699,618株

（注）当期中に取得した自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（9,319,000株）は含まれません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年6月21日から平成29年3月31日までの期間の在任者）

氏 名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
工藤 泰三	代表取締役会長・会長経営委員	一般社団法人日本船主協会会長、 一般社団法人日本物流団体連合会会長（平成29年6月30日退任予定）、 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
内藤 忠顕	代表取締役社長・社長経営委員	
田澤 直哉	代表取締役・副社長経営委員	技術本部長、総務本部担当
長澤 仁志	代表取締役・専務経営委員	エネルギー輸送本部長
力石 晃一	代表取締役・専務経営委員	自動車輸送本部長
左光 真啓	取締役・専務経営委員	ドライバルク輸送本部長
丸山 英聡	取締役・専務経営委員	グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、 一般貨物輸送本部長
吉田 芳之	取締役・常務経営委員	チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長
高橋 栄一	取締役・常務経営委員	チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長
岡本 行夫	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社岡本アソシエイツ代表取締役、三菱マテリアル株式会社社外取締役、 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役
翁 百合	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社日本総合研究所副理事長、株式会社セブン銀行社外取締役（平成29年6月19日退任予定）、株式会社ブリヂストン社外取締役、独立行政法人日本貿易保険監事（非常勤）（平成29年3月31日退任）
片山 善博	社外取締役（非常勤、独立役員）	慶應義塾大学教授（平成29年3月31日退任）、 早稲田大学公共経営大学院教授（平成29年4月1日就任）
杉浦 哲	監査役（常勤）	
和崎 揚子	監査役（常勤）	
三田 敏雄	社外監査役（非常勤、独立役員）	中部電力株式会社相談役、 イビデン株式会社社外取締役（平成29年6月16日就任予定）
山口 廣秀	社外監査役（非常勤、独立役員）	日興リサーチセンター株式会社理事長、三井不動産レジデンシャル株式会社社外監査役、株式会社小松製作所社外監査役

(注1) 取締役のうち、岡本 行夫氏、翁 百合氏及び片山 善博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役のうち、三田 敏雄氏及び山口 廣秀氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、三菱マテリアル株式会社と当社との間には石炭輸送等の取引、株式会社ブリヂストンと当社との間にはタイヤ輸送等の取引、株式会社小松製作所と当社との間には建機輸送等の取引があります。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

- (注4) 監査役のうち、杉浦 哲氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注5) 当期中の退任取締役及び監査役並びに新任取締役及び監査役は次のとおりです。
- 〈退任〉
- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 取締役（非業務執行取締役） | 水島 健二（平成28年6月20日任期満了により退任） |
| 取締役・常務経営委員 | 大鹿 仁史（平成28年6月20日任期満了により退任） |
| 取締役・常務経営委員 | 小笠原和夫（平成28年6月20日任期満了により退任） |
| 社外監査役（非常勤、独立役員） | 菊池 光興（平成28年6月20日任期満了により退任） |
- 〈新任〉
- | | |
|-----------------|---------------------|
| 取締役・常務経営委員 | 高橋 栄一（平成28年6月20日就任） |
| 社外取締役（非常勤、独立役員） | 片山 善博（平成28年6月20日就任） |
| 社外監査役（非常勤、独立役員） | 山口 廣秀（平成28年6月20日就任） |
- (注6) 平成29年4月1日付で、次のとおり取締役兼務の役付経営委員の異動がありました。
- 〈平成29年3月31日現在〉
- | | | |
|------------|-------|---------------|
| 取締役・専務経営委員 | 左光 真啓 | 取締役（非業務執行取締役） |
|------------|-------|---------------|
- (注7) 岡本 行夫氏、翁 百合氏、片山 善博氏、三田 敏雄氏及び山口 廣秀氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況（ご参考）（平成29年4月1日現在）

地 位	氏 名	地 位	氏 名	地 位	氏 名	
代表取締役会長・会長経営委員	工藤 泰三	常 務 経 営 委 員	大鹿 仁史	経 営 委 員	中井 拓志	近藤 耕司
代表取締役社長・社長経営委員	内藤 忠顕		小笠原 和夫		スヴェイン・スタムラー (Svein Steimler)	浦上 宏一
代表取締役・副社長経営委員	田澤 直哉		岡本 宏行		ジェレミー・ニクソン (Jeremy Nixon)	山本 昌平
代表取締役・専務経営委員	長澤 仁志		小山 智之		原田 浩起	日暮 豊
	力石 晃一		河野 晃		宮本 教子	※北山 智雄
取締役・専務経営委員	丸山 英聡				曽我 貴也	※鹿島 伸浩
取締役・常務経営委員	吉田 芳之				後藤 湖舟	※神山 亨
	高橋 栄一				野瀬 素之	※ヘマント・パタニア (Hemant Pathania)

- (注1) 平成29年3月31日をもって退任した経営委員は次の6氏です。
- 左光 真啓、赤峯 浩一、田中 康夫、磯田 裕治、土屋 恵嗣、木村 敏行
- (注2) ※は平成29年4月1日付の新任経営委員です。
- (注3) 神山 亨氏は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス株式会社の専務執行役員を兼務しています。

(3) 役員の報酬等の総額

区 分	人数 (名)	固定報酬	業績連動報酬		合計額 (年額) (百万円)
		基本報酬額 (百万円)	賞与額 (百万円)	株式報酬額 (百万円)	
取締役 (うち、社外取締役)	15 (3)	521 (52)	—	134 (—)	656 (52)
監査役 (うち、社外監査役)	5 (3)	105 (27)	—	— (—)	105 (27)
合 計 (うち、社外役員)	20 (6)	627 (79)	—	134 (—)	762 (79)

(注1) 取締役への基本報酬額には、当事業年度に退任した取締役3名に対する支給額を含めています。

(注2) 監査役への基本報酬額には、当事業年度に退任した監査役1名に対する支給額を含めています。

(注3) 第125期以降当期まで6期に亘り取締役賞与の支給はありません。

(注4) 取締役の月例報酬は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。取締役賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程するため不支給の年もあり、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。

(注5) 株式報酬額は、前期の株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度中の株式給付引当金の繰入額です。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容の概要

当社は取締役会決議により役員等報酬決定方針・手続を以下のとおり定めています。

役員等報酬決定方針・手続

【方針】

当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。

業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。

すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はない。

【手続】

取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額の限度内で、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。

経営委員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

(5) 社外役員の主な活動状況

地 位 及 び 氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役 (非常勤) 岡本 行夫 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 翁 百合 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 片山 善博 (平成28年6月20日就任)	当事業年度に出席すべき取締役会11回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に官界・政界・学界に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外監査役 (非常勤) 三田 敏雄 (平成27年6月23日就任)	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席（出席率93％）及び監査役会15回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
独立社外監査役 (非常勤) 山口 廣秀 (平成28年6月20日就任)	当事業年度に出席すべき取締役会11回中10回に出席（出席率91％）及び監査役会11回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に金融・経済分野における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

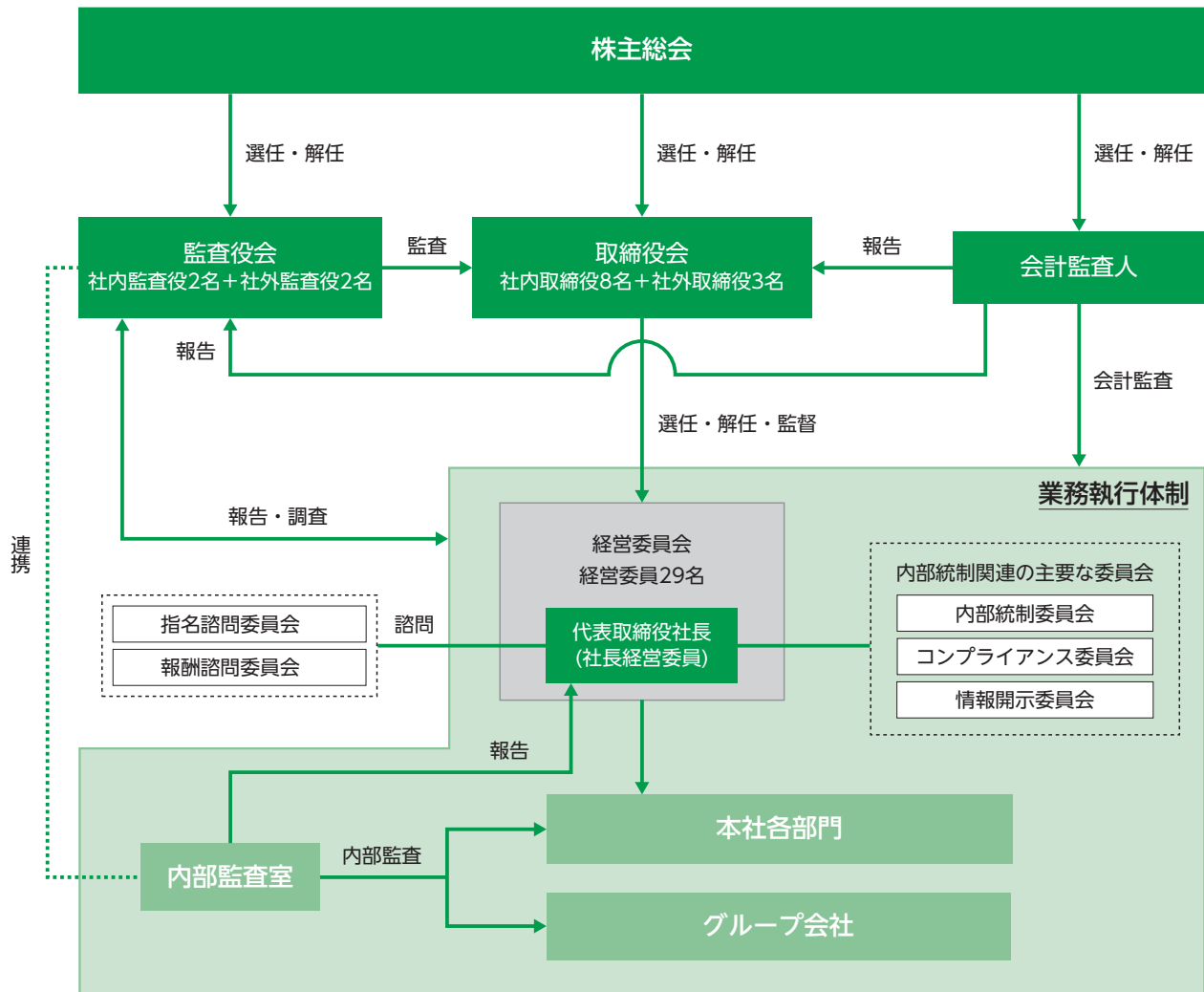
当社及び特定の海外現地法人は、平成24年9月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為について、米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されており、また、欧州等の当局からも調査を受けています。岡本行夫氏及び翁百合氏は、対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識していませんでした。両氏並びに片山善博氏、三田敏雄氏及び山口廣秀氏はこれまでの法令遵守に関する発言に加え取締役会や独占禁止法等違法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しています。

(6) 役員の責任限定契約に関する事項

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第33条及び第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

(ご参考) コーポレートガバナンスに関する取組み等

機関設計の形態	監査役会設置会社		
取締役の員数	平成27年6月：13名 (うち独立社外2名)	平成28年6月：12名 (うち独立社外3名)	平成29年6月(予定)：11名 (うち独立社外3名)(候補)
監査役の員数	4名(うち独立社外2名) *平成29年6月は予定		
取締役の任期	1年		
執行役員制度の採用	有(経営委員制度)		
取締役会を補完する意思決定機関	経営委員会		
取締役の中期的な企業価値向上へのインセンティブ	取締役・経営委員(社外取締役、国内非居住、外国籍、又は上場子会社の取締役である経営委員は除く)を対象に、新たに中期経営計画・期初の連結業績予想の達成度及び前年度実績比等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度を導入(平成28年6月定時株主総会で決議)		
平成14年	・経営委員制度を導入し、業務執行体制を強化		
平成18年	・経営の透明性を高めるため、アドバイザリー・ボードを設置		
平成20年	・アドバイザリー・ボードを廃止し、社外取締役2名を選任 ・取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮		
平成22年	・社外役員4名全員を、国内の金融商品取引所が定める独立役員として届出		
平成27年	・コーポレートガバナンスに関連する指針等(コーポレートガバナンス・ガイドライン、取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方、役員等選任指名方針・手続、社外役員候補者の推薦に関する独立性基準、役員等報酬決定方針・手続)の作成・整備		
平成28年	・社外取締役や監査役を含む全役員に取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施、その結果に基づき、取締役会の実効性ある運営を追求するための付議基準の改定(報告事項の整理等も含む)を行い、経営委員会への権限委譲等の具体的な施策を実行 ・社外取締役3名(1名増員)、取締役の総員数12名(1名減員) ・取締役及び経営委員(社外取締役及び一部経営委員を除く)に対し、業績連動型株式報酬制度の導入 ・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置		
平成29年	・筆頭社外取締役を設置 ・全役員に取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施、その結果に基づき、取締役会の実効性ある運営のための報告事項の整理等を行うとともに、議論のさらなる活性化を図る施策を実行する予定 ・取締役の総員数11名(1名減員、6月予定)		



(注) 取締役及び監査役の員数は本定時株主総会後の予定です。

取締役会の実効性評価

当社は、平成28年より、取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全取締役及び全監査役に対し、前年度の取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施しています。

そのアンケート結果を踏まえ、当期は、取締役会における議論の時間を適切に確保するための報告事項の整理、付議基準の見直し、経営委員会への権限委譲等具体的な施策を実行するとともに、取締役会がバナンス機能のさらなる充実のため社長の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しました。また、重要案件に関する社外役員への事前説明の機会提供、情報提供や意見交換の場となる社外役員を含む役員懇談会の開催等、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。

1. 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	575,347
現金及び預金	143,180
受取手形及び営業未収入金	249,094
たな卸資産	39,689
繰延及び前払費用	61,882
繰延税金資産	2,460
その他	81,279
貸倒引当金	△2,238
固定資産	1,468,562
有形固定資産	890,547
船舶	631,393
建物及び構築物	72,952
航空機	24,024
機械装置及び運搬具	30,457
器具及び備品	5,930
土地	69,887
建設仮勘定	50,574
その他	5,328
無形固定資産	38,785
借地権	4,477
ソフトウェア	12,675
のれん	18,636
その他	2,995
投資その他の資産	539,229
投資有価証券	410,236
長期貸付金	30,028
退職給付に係る資産	47,253
繰延税金資産	5,877
その他	52,460
貸倒引当金	△6,626
繰延資産	273
資産合計	2,044,183

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	457,938
支払手形及び営業未払金	196,317
短期借入金	102,842
未払法人税等	8,099
繰延税金負債	3,668
前受金	38,894
賞与引当金	9,359
役員賞与引当金	384
独禁法関連引当金	19,515
契約損失引当金	5,328
その他	73,527
固定負債	994,309
社債	145,000
長期借入金	686,598
繰延税金負債	50,039
退職給付に係る負債	18,596
役員退職慰労引当金	1,857
株式給付引当金	226
特別修繕引当金	22,424
契約損失引当金	16,373
その他	53,192
負債合計	1,452,247
純資産の部	
株主資本	498,455
資本金	144,319
資本剰余金	155,461
利益剰余金	202,488
自己株式	△3,814
その他の包括利益累計額	24,015
その他有価証券評価差額金	48,860
繰延ヘッジ損益	△27,284
為替換算調整勘定	△4,816
退職給付に係る調整累計額	7,255
非支配株主持分	69,464
純資産合計	591,936
負債純資産合計	2,044,183

2. 連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,923,881
売上原価		1,736,723
売上総利益		187,158
販売費及び一般管理費		205,236
営業損失 (△)		△18,078
営業外収益		
受取利息	3,671	
受取配当金	6,321	
持分法による投資利益	13,900	
為替差益	674	
匿名組合投資利益	8,745	
その他	6,100	39,415
営業外費用		
支払利息	15,557	
その他	4,739	20,297
経常利益		1,039
特別利益		
固定資産売却益	11,578	
その他	2,742	14,320
特別損失		
固定資産売却損	1,013	
減損損失	168,127	
契約損失引当金繰入額	44,820	
その他	42,869	256,830
税金等調整前当期純損失 (△)		△241,470
法人税、住民税及び事業税	17,419	
法人税等調整額	2,697	20,117
当期純損失 (△)		△261,587
非支配株主に帰属する当期純利益		4,157
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△265,744

3. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (ご参考)

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,924
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,612
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,952
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,051
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△116,788
現金及び現金同等物の期首残高	253,618
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	632
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額 (△は減少)	△17
現金及び現金同等物の期末残高	137,444

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

1. 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	303,079
現金及び預金	39,646
営業未収金	90,076
短期貸付金	49,704
貯蔵品	25,478
繰延及び前払費用	42,515
代理店債権	16,902
リース債権	15,064
その他流動資産	24,496
貸倒引当金	△805
固定資産	1,027,691
有形固定資産	148,511
船舶	81,077
建物	16,784
構築物	404
機械及び装置	90
車両及び運搬具	66
器具及び備品	1,184
土地	28,489
建設仮勘定	20,412
無形固定資産	6,844
のれん	3,851
借地権	511
ソフトウェア	2,456
その他無形固定資産	24
投資その他の資産	872,335
投資有価証券	132,634
関係会社株式及び出資金	328,585
長期貸付金	341,807
リース債権	114,032
その他長期資産	51,022
貸倒引当金	△95,748
繰延資産	273
社債発行費	273
資産合計	1,331,044

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	306,444
営業未払金	87,479
短期借入金	102,383
リース債務	8
未払金	3,687
未払法人税等	141
繰延税金負債	516
前受金	23,338
預り金	54,339
代理店債務	4,272
賞与引当金	1,407
独禁法関連引当金	19,515
その他流動負債	9,355
固定負債	820,981
社債	145,000
長期借入金	461,726
リース債務	16
繰延税金負債	34,580
関係会社船舶投資損失引当金	160,400
株式給付引当金	226
債務保証損失引当金	321
その他固定負債	18,708
負債合計	1,127,425
純資産の部	
株主資本	172,345
資本金	144,319
資本剰余金	154,384
資本準備金	151,691
その他資本剰余金	2,692
利益剰余金	△122,550
利益準備金	13,146
その他利益剰余金	△135,697
特別償却積立金	2
圧縮記帳積立金	3,992
繰越利益剰余金	△139,691
自己株式	△3,808
評価・換算差額等	31,273
その他有価証券評価差額金	45,352
繰延ヘッジ損益	△14,079
純資産合計	203,618
負債純資産合計	1,331,044

2. 損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
海運業収益	942,367	
海運業費用	954,605	
海運業損失 (△)		△12,237
その他事業収益	5,390	
その他事業費用	2,901	
その他事業利益		2,489
営業総損失 (△)		△9,748
一般管理費		44,486
営業損失 (△)		△54,234
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,089	
匿名組合投資利益	8,745	
その他営業外収益	887	35,723
営業外費用		
支払利息	8,982	
その他営業外費用	6,598	15,580
経常損失 (△)		△34,091
特別利益		
固定資産売却益	1,287	
関係会社清算益	1,905	
関係会社株式売却益	499	
その他特別利益	673	4,366
特別損失		
固定資産処分損	28	
貸倒引当金繰入額	30,461	
減損損失	7,961	
関係会社株式評価損	16,694	
独禁法関連引当金繰入額	19,515	
債務保証損失引当金繰入額	321	
関係会社船舶投資損失引当金繰入額	158,384	
その他特別損失	2,106	235,474
税引前当期純損失 (△)		△265,199
法人税、住民税及び事業税	2,100	
法人税等調整額	△368	1,731
当期純損失 (△)		△ 266,930

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

平成29年5月9日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 敏幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会 御中

平成29年5月9日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 小野 敏幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題については、当社グループが再発防止と法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

平成29年5月15日

日本郵船株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 杉浦 哲 ⑩

常 勤 監 査 役 和崎 揚子 ⑩

社 外 監 査 役 三田 敏雄 ⑩

社 外 監 査 役 山口 廣秀 ⑩

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内



》》 インターネットによる議決権行使のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使のお手続は、いずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）^(注) から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただくことによって実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。



バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月20日（火曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次ページ）へお問合せください。

（注）「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 議決権行使書面の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合（パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合を含みます。）は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になります。これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-232-711

（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

〔機関投資家の皆様へ〕

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以 上

株主メモ

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 商号 | 日本郵船株式会社
(Nippon Yusen Kabushiki Kaisha) |
| (2) 創立 | 明治18年(1885年) 9月29日
(創業: 同年10月1日) |
| (3) 資本金 | 144,319,833,730円 |
| (4) 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| (5) 定時株主総会 | 6月開催 |
| (6) 同総会権利行使株主確定日 | 3月31日 |
| (7) 期末配当金受領株主確定日 | 3月31日 |
| (8) 中間配当金受領株主確定日 | 9月30日 |
| (9) 単元株式数 | 1,000株 |
| (10) 基準日 | 上記確定日のほか、必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。 |
| (11) 公告方法 | 電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
http://www.nyk.com/koukoku/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。 |
| (12) 株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関) | 三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務取扱場所】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【お問合せ・郵便物送付先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
☎0120-232-711 (オペレーター対応、受付時間: 土・日・祝日を除く9:00~17:00) |

株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要があります。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- ・ 配当金に関する支払調書
- ・ 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのお届けに関するお問合せ先】

証券会社等の口座にて株式を管理されている株主様 ……お取引の証券会社等にお問合せください。
証券会社等とのお取引がない株主様 ……三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

☎0120-232-711

お知らせ

(1) 株式に関するお手続きのご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続きにつきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続き
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社

0120-244-479（用紙ご請求専用、24時間自動音声応答）

0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

ウェブサイト <http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

(2) 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在の株主の皆様には飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
1,000株以上	5,000株未満	3枚
5,000株以上	10,000株未満	6枚
10,000株以上		10枚

（有効期間：7月1日から翌年の9月30日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなりません。
- 飛鳥クルーズの詳細につきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧ください。か、お電話でクルーズデスクにお問合せください。

ウェブサイト <http://www.asukacruise.co.jp/>

0570-666-154（クルーズデスク）

株主総会会場 ご案内図

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

本年より、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりました来場記念品（お土産）は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



最寄駅：

① 都営地下鉄 三田線 「芝公園駅」

A4 出口より東エントランス（東側入口）経由、会場まで徒歩約10分

② 都営地下鉄 大江戸線 「赤羽橋駅」

赤羽橋口 出口より南エントランス（南側入口）経由、会場まで徒歩約10分

※会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前9時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。



NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
☎ 03-3284-5151（代表）
<http://www.nyk.com>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



第130期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- | | |
|---|---------------|
| ①事業報告に表示すべき事項
のうちの事項 | ②連結株主資本等変動計算書 |
| (i)新株予約権等に関する事項 | ③連結注記表 |
| (ii)会計監査人に関する事項 | ④株主資本等変動計算書 |
| (iii)業務の適正を確保するための体制の
整備及び当該体制の運用状況の概要 | ⑤個別注記表 |

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

日本郵船株式会社

本インターネット開示事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の次のページ (http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

当社は平成28年11月10日をもって、2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債を全額償還しました。当該社債に係る新株予約権は、平成28年11月7日をもってその行使期間を満了しています。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
報酬等の額	145
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	296

- (注1) 当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部署との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について必要な検証を行ったうえ、会社法第399条第1項及び第2項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務等の対価を支払っています。
- (注4) 当社の重要な子会社のうち、(株)ユニエツクス、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD. 及びNYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき議案を株主総会に提案します。

業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成29年3月30日開催の取締役会において、会社法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、既に実施し継続中の施策も含めて、次のとおり再決議しました。当該取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) ・日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。 ・取締役等及び従業員の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議する。 ・社長の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。 ・コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。 ・当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努める。加えて贈収賄禁止の徹底を図るため、具体的な防止策の導入と運用について確認する。 ・法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、教育・研修を継続的に実施し、相談窓口を適切に運用する。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。 ・公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じる。当社グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用する。
	(運用状況の概要) ・企業理念等はデータベースに保存されており、取締役等と従業員が常時閲覧できるようにしている。 ・期中に取締役会を14回、経営委員会を50回開催し、重要事項を審議した。また、内部統制委員会を1回、コンプライアンス委員会を2回開催した。総務本部長をチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）に任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努めている。 ・指名諮問委員会では①取締役の選任及び解任に関する事項、②取締役社長の選任及び解任並びにその後継者プランに関する事項、③代表取締役の選任及び解任に関する事項、④独立役員の独立性の基準に関する事項、⑤経営委員の選任及び解任に関する事項について協議しており、報酬諮問委員会では①取締役及び経営委員の報酬に係る方針・手続に関する事項、②取締役及び経営委員の報酬の内容に関する事項について協議している。 ・社長による独占禁止法遵守徹底の表明、年2回の独占禁止法等遵法活動徹底委員会の開催、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、独占禁止法リスクアセスメント、採算検討会議における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理、マニュアル等の整備や研修による当社グループ内の啓発と教育（面談、E-learning等）、同業他社との接触規制、社内リニエンシー制度の運用、及び業務を執行する役員と従業員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書の取得を実施している。 ・贈収賄禁止に関する基本方針及びガイドラインを取締役等と従業員に周知し、関連する社内規程を整備している。 ・海外ビジネスの拡大に伴い、贈収賄に巻き込まれるリスクが高まることに対応するため、新会社・新規事業立上げ時における外国公務員贈賄防止に関する規則を制定し、リスクの観点から贈収賄防止のためのデューデリジェンス体制を構築し、運用している。

	・行動規準は適宜改正しており、取締役等及び従業員等に同冊子及び同ガイドブックを配布している。また、行動規準遵守への取締役等及び従業員等による誓約に向け、説明会を66回実施した。 ・コンプライアンス教育・研修を継続的にを行い、コンプライアンス総点検を9月に実施した。公益通報者保護法に対応する内部通報等の相談窓口を適切に機能させ、当社グループ全体からの匿名通報を可能としている。当社グループ内の連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じている。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	(取締役会決議の内容の概要) ・取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。
	(運用状況の概要) ・取締役の業務執行に係る主要な情報を保存し、適切に管理している。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制	(取締役会決議の内容の概要) ・リスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討すること等により全社でリスクを明確にし、適切に対応する。 ・個人情報保護については個人情報保護方針、個人情報管理規程及び個人情報取扱規程を制定し、マイナンバーの取扱いや管理については特定個人情報等に関する事務マニュアルを制定する。 ・大規模災害等に際して事業の継続を可能とする事業継続計画の基本計画書及び実施要領を制定する。
	(運用状況の概要) ・重要リスク選定会議を2回開催した。また、社長を委員長とする安全・環境対策推進委員会において船舶の安全運航と環境保全に係る定期的な評価とリスク管理を徹底している。 ・マイナンバーについては特定個人情報等に関する事務マニュアルに従い、取扱い・管理を実施している。 ・大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直しのうえ、災害対策本部事務局等を対象に原則として年2回訓練を実施している。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) ・明確な職務権限及び意思決定ルールを定め、その決定を迅速にするためIT等を利用し、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。
	(運用状況の概要) ・全取締役及び監査役を対象に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、これに基づき、取締役会における付議基準の見直し及び報告事項の整理を行った。 ・毎週開催される経営委員会において、取締役会付議事項の事前審議及び経営委員会委任事項の決議を行っている。また、電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) ・当社グループに適用する企業理念及び企業行動憲章を定める。 ・当社はグループの内部統制体制の整備について指導する。 ・当社グループの企業価値向上と健全性の確保、及び経営効率の向上と資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置する。グループ会社の管理指針等を制定し、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進する。 ・当社グループ各社の内部統制を含む競争力を強化し、グループ全体としての企業集団価値を増大させることを目的としてグループ経営の推進体制を見直し、当社グループ全体の内部統制についても実効性の向上を図る。 ・内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。
	(運用状況の概要) ・国内グループ会社を対象として10回の法務研修を実施したことに加えて、独占禁止法のみならず、贈収賄禁止法等も含めたコンプライアンス体制の確立に努めている。 ・研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するよう当社グループに周知徹底している。 ・グループ経営委員会を4回開催した。グループ会社に適用するグループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度、資本効率強化会社制度、及び管理強化会社制度を制定しており、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進している。 ・グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を行っている。 ・内部監査部門は、国内グループ会社27社と海外68拠点に対する内部監査を実施し、企業活動全般に亘る管理と運営の制度及び業務遂行の状況に関する評価を行い、その結果に基づく助言や改善提案を行っている。
(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	(取締役会決議の内容の概要) ・専任スタッフ等を擁する監査役室を設置している。社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。
	(運用状況の概要) ・4名の人員（専任3名、兼任1名）を擁する監査役室を設置し、適切に監査役の職務を補助している。
(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項	(取締役会決議の内容の概要) ・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下におく。
	(運用状況の概要) ・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行っている。全スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重している。

(8)監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) ・当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、関連する社内規程を整備するとともに、定期的かつ重要度に応じて都度、監査役に報告する体制を確保する。 ・取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。 ・監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。 (運用状況の概要) ・経営委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、重要リスク選定会議、独占禁止法等遵法活動徹底委員会、情報開示委員会、投資経営会議及びグループ会社社長会等に監査役が出席する機会を提供することにより、監査役の情報収集体制を確保している。 ・当社グループの内部通報者の身元秘匿と不利益な取扱いの禁止を内部通報関連規則に定め、通報内容について監査役へ報告している。 ・監査役が、取締役等・部門長等と面談し報告を受ける機会を確保している。 ・監査役が、取締役会・経営委員会の議事録や稟議書等の業務執行に関わる重要な書類の閲覧・調査をすることを随時可能とし、効率的な監査体制を確保している。
(9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	(取締役会決議の内容の概要) ・監査役の職務の執行に係る費用を負担する。 (運用状況の概要) ・監査役の職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。
(10)金融商品取引法への適合を確保するための体制	(取締役会決議の内容の概要) ・金融商品取引法に基づき作成・開示する財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施する。 (運用状況の概要) ・内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施している。
(11)反社会的勢力排除に向けた体制	(取締役会決議の内容の概要) ・反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため社内連絡体制と対応フローを定めるとともに、反社会的勢力対応の相談担当窓口を設置する。 (運用状況の概要) ・反社会的勢力への対応を迅速に行うため、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等との提携を日常より緊密に行っている。 ・暴力団等の反社会的勢力への対応として、取引先等との契約への暴力団排除条項の設定や関係遮断に関する誓約書を取得するなどの施策を行っている。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	144,319	155,691	470,483	△2,098	768,396	34,147	△35,411	7,527	△981	5,281	70,591	844,269
当連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当			△3,391		△3,391							△3,391
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△265,744		△265,744							△265,744
自己株式の取得				△1,720	△1,720							△1,720
自己株式の処分		△2		4	2							2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△227			△227							△227
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△117		△117							△117
連結範囲の変動			179		179							179
持分法の適用範囲の変動			1,093		1,093							1,093
その他			△14		△14							△14
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額 (純額)						14,713	8,126	△12,343	8,237	18,734	△1,126	17,607
当連結会計年度中の変動額合計	-	△230	△267,995	△1,716	△269,941	14,713	8,126	△12,343	8,237	18,734	△1,126	△252,333
当期末残高	144,319	155,461	202,488	△3,814	498,455	48,860	△27,284	△4,816	7,255	24,015	69,464	591,936

連結注記表

(1)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

① 連結の範囲に関する事項

(i) 連結子会社の数：552社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10)重要な企業結合の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

連結の範囲の変更

SALVIA MARINE S.A.は、新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

NYK AUTO LOGISTICS (INDIA) PVT. LTD.他10社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めています。

TRANSFREIGHT AUTOMOTIVE LOGISTICS EUROPE S.A.S.他1社は、株式を取得したため、連結の範囲に含めています。

連結子会社であったYUSEN LOGISTICS TURKEY LOJISTIK HIZMETLERI LTD. SIRKETIと持分法適用関連会社であったINCI LOJISTIKは、INCI LOJISTIKを存続会社、YUSEN LOGISTICS TURKEY LOJISTIK HIZMETLERI LTD. SIRKETIを消滅会社とする吸収合併を行い、当社グループがINCI LOJISTIKの議決権の過半数を所有することになったため、当連結会計年度よりINCI LOJISTIKを連結の範囲に含めています。

なお、合併に伴い、INCI LOJISTIKは会社名をYUSEN INCI LOJISTIK VE TICARET A.S.に変更しています。

NYK LOGISTICS AND BLG SA PTY. LTD他1社は、株式を売却したため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

NYKロジスティックスジャパン(株)他18社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

ALBERNI SHIPHOLDING II S.A.は、平成29年3月31日付をもってALBERNI SHIPHOLDING S.A.と合併したため、連結の範囲から除外しています。

(ii) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

(iii) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、純利益の額のうち持分の合計額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社の総資産の合計額、売上高の合計額及び純利益、

利益剰余金の額のうち持分の合計額等に比していずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

② 持分法の適用に関する事項

(i) 持分法適用会社の数

非連結子会社：8社

関連会社：192社

主要な持分法適用会社の名称

主要な関連会社の状況は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10)重要な企業結合の状況 ③主要な関連会社の状況」に記載のとおりです。

持分法の適用範囲の変更

TOP-NYK MARINEONE PTE. LTD.他29社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めています。

MIP III YELLOWTAIL HOLDINGS LLC他2社は、株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めています。

NYK LOGISTICS AND BLG SA PTY. LTD他1社は、株式売却のため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

YUSEN INCI LOJISTIK VE TICARET A.S. (INCI LOJISTIKより会社名を変更)は連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しています。

(ii) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

(iii) 持分法非適用会社について持分法適用の範囲から除いた理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の純利益の額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社及び持分法適用会社の純利益の額のうち持分の合計額に比して少額であり、また利益剰余金等に及ぼす影響も軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

(iv) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が12月31日の持分法適用会社のうち、4社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

上記以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社33社については、同日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

また、決算日が12月31日の会社5社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

12月31日決算の主要な会社

NYK AUTOMOTIVE LOGISTICS (CHINA) CO., LTD.

④ 会計方針に関する事項

(i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（主として定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 主として決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として法人税法の規定により、3年間で均等償却しています。

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 主として定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(iii) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり月割償却しています。

(iv) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において内規に基づく期末要支給額を計上しています。

特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

独禁法関連引当金 各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。

契約損失引当金 固定資産の購入及び賃借契約履行に伴い発生する損失に備えるため、損失の見込額を計上しています。

株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役及び経営委員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

(v) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により費用処理することとしています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

(vi) 重要な収益及び費用の計上基準

海運業収益及び費用の計上基準

コンテナ船

貨物運賃及び運航費については、個々の貨物の輸送期間の経過に応じて計上する複合輸送進行基準を採用しています。

コンテナ船以外

貨物運賃、運航費、運航船に係る船費及び借船料並びにこれらに対応する貸船料については、主として発港地から帰港地を一単位とする航海完了基準を採用しています。

(vii) 重要なヘッジ会計の方法

債権及び債務における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によって

います。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

(viii) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間～20年間の均等償却を行っています。

(ix) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

i 支払利息の処理方法

支払利息については原則として発生時の費用処理としていますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限り、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得原価に算入しています。

ii 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(2)会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、当連結会計年度における当該会計方針の変更による影響は軽微です。

(3)追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

（役員報酬BIP信託に係る取引について）

当社は、平成28年6月20日開催の株主総会決議に基づき、当社取締役及び経営委員（社外取締役及び国内非居住、外国籍、または上場子会社の取締役である経営委員を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度として、「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）を導入いたしました。信託

に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社が設定した信託（役員報酬BIP信託）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に、各連結会計年度における業績目標の達成度及び役位に応じて付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

なお、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末において、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,705百万円及び9,319,000株です。

また、上記役員報酬の当連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しています。

（定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について）

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結しました。

同事業統合に向けた合併会社の設立は平成29年7月1日を予定、また、同合併会社による定期コンテナ船事業のサービス開始は平成30年4月1日を予定しており、現在、3社共同で準備を進めています。

合併会社の概要（予定）

出資額	：約3,000億円
出資比率	：川崎汽船株式会社 31%
	株式会社商船三井 31%
	当社 38%
事業内容	：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）

(4)連結貸借対照表に関する注記

① たな卸資産の内訳

商品及び製品	1,681百万円
仕掛品	539百万円
原材料及び貯蔵品	37,468百万円

② 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産	
現金及び預金	1,877百万円
船舶（注）	192,790百万円
建物及び構築物	842百万円
土地	3,699百万円
投資有価証券（注）	63,697百万円
投資その他の資産の「その他」	4百万円
計	262,911百万円
(ii) 担保に係る債務	
短期借入金	16,377百万円
長期借入金	152,709百万円
計	169,087百万円

（注）船舶のうち313百万円及び投資有価証券のうち63,649百万円は関連会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

③ 有形固定資産の減価償却累計額 987,379百万円

④ 偶発債務

- (i) 受取手形割引高及び裏書譲渡高 9百万円
- (ii) 保証債務等 117,565百万円
- (iii) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション） 50,000百万円
- (iv) 当社グループが船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は12,557百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成32年3月までの間に終了します。
- (v) 当社グループが航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は71,241百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成38年12月までの間に終了します。
- (vi) 当社グループは、平成24年9月以降自動車等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送につ

いて、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟を、米国その他の地域にて提起されています。
海外当局による調査及び集団民事訴訟については、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

(5)連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産においては管理会計上の区分でありかつ投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。
売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることであり、事業用資産については業績の低迷等により収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（168,127百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
日本	事業用資産	船舶（コンテナ船）	74,297
日本	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	77,860
日本	売却予定資産	航空機等	7,377
ベルギー	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	5,688
シンガポール	売却予定資産	船舶等	1,946
その他	事業用資産	建物及び構築物等	955
合計	—	—	168,127

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として5.86%で割引いて算定しています。

(6)連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,700,550,988株

② 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,391	2	平成28年3月31日	平成28年6月21日
計		3,391			

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(7)金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入または社債によります。受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は主として株式であり、時価のあるものについては期末前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用しています。
その結果、株式市況の変動等により業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。借入金及び社債についての使途は船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対するものであり、金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を実施しています。なお、デリバティブ取引は社内規程等に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

② 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(i) 現金及び預金	143,180	143,180	—
(ii) 受取手形及び営業未収入金	249,094		
貸倒引当金 (※1)	△ 1,474		
	247,620	247,620	—
(iii) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	117	124	7
その他有価証券	140,471	140,471	—
関連会社株式	13,851	14,303	451
(iv) 長期貸付金	30,028		
貸倒引当金 (※1)	△ 135		
	29,892	31,062	1,169
(v) 支払手形及び営業未払金	196,317	196,317	—
(vi) 短期借入金	102,842	102,842	—
(vii) 社債	145,000	152,072	7,072
(viii) 長期借入金	686,598	700,532	13,933
(ix) デリバティブ取引 (※2)	△ 3,628	△ 3,628	—

(※1) 受取手形及び営業未収入金、並びに長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金は控除しています。

(※2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (i) 現金及び預金
これらの時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- (ii) 受取手形及び営業未収入金
これらの時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

- (iii) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

- (iv) 長期貸付金
長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

- (v) 支払手形及び営業未払金及び (vi) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (vii) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格を基に算定する方法によっています。

- (viii) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額^(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

(*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

- (ix) デリバティブ取引
当社及び連結子会社では、借入金、社債等に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を、外貨建の債権・債務に係る為替変動リスクを回避するために為替先物予約、通貨スワップ等を、燃料油、備船料の価格変動リスク等を回避するために燃料油スワップ、運賃（備船料）先物取引等を利用しています。これらの取引の連結決算日の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

(注2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額225,392百万円）及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額30,401百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(iii) 投資有価証券」に含めていません。

(8) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しています。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,775百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却による損益は1,093百万円（売却益は特別利益に、売却損は特別損失に計上）です。
また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び連結決算日における時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
49,175	△ 1,128	48,046	112,646

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
- (注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産の取得（1,133百万円）による増加であり、主な減少額は減価償却（1,047百万円）及び不動産の売却（1,606百万円）による減少です。
- (注3) 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 309円80銭
② 1株当たり当期純損失 157円23銭

当連結会計年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、1株当たり

純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、9,319,000株です。また、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、5,734,769株です。

(10) その他の注記

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金					自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		繰延 ヘッジ 損益
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金									
					配当準備 積立金	特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	144,319	151,691	2,694	13,146	50	3	4,150	118,324	12,097	△2,092	444,386	31,191	△16,753	458,825
当事業年度中の変動額														
剰余金の配当									△3,391		△3,391			△3,391
配当準備積立金の取崩					△50				50		-			-
特別償却積立金の取崩						△1			1		-			-
圧縮記帳積立金の取崩							△158		158		-			-
別途積立金の取崩								△118,324	118,324		-			-
当期純損失（△）									△266,930		△266,930			△266,930
自己株式の取得										△1,720	△1,720			△1,720
自己株式の処分			△2							4	2			2
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）												14,161	2,673	16,834
当事業年度中の変動額合計	-	-	△2	-	△50	△1	△158	△118,324	△151,789	△1,716	△272,041	14,161	2,673	△255,206
当期末残高	144,319	151,691	2,692	13,146	-	2	3,992	-	△139,691	△3,808	172,345	45,352	△14,079	203,618

個別注記表

(1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他の有価証券

時価のあるもの 決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶及び建物 定額法

その他 定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっています。

無形固定資産（リース資産を除く）

のれん 20年以内の均等償却

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

⑤ 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり月割償却しています。

⑥ 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしています。

関係会社船舶投資損失引当金

船舶保有関係会社が調達し当社が定期備船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。

債務保証損失引当金	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しています。
独禁法関連引当金	各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。
株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役及び経営委員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

⑦ 収益及び費用の計上基準

(i) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

コンテナ船	貨物運賃及び運航費については、個々の貨物の輸送期間の経過に応じて計上する複合輸送進行基準を採用しています。
コンテナ船以外	貨物運賃、運航費、運航船に係る船費及び借船料並びにこれらに対応する貸船料については、発港地から帰港地を一単位とする航海完了基準を採用しています。

(ii) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

⑧ ヘッジ会計の方法

債権及び債務における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨

建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

⑨ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(2) 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。なお、当事業年度における当該会計方針の変更による影響は軽微です。

(3) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

（役員報酬BIP信託に係る取引について）

役員報酬BIP信託に係る取引については、連結注記表の「(3)追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結しました。

同事業統合に向けた合併会社の設立は平成29年7月1日を予定、また、同合併会社による定期コンテナ船事業のサービス開始は平成30年4月1日を予定しており、現在、3社合同で準備を進めています。

合併会社の概要（予定）

出資額	：約3,000億円
出資比率	：川崎汽船株式会社 31%
	株式会社商船三井 31%
	当社 38%
事業内容	：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）

(4)貸借対照表に関する注記

① 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産

船舶	19,652百万円
投資有価証券（注）	722百万円
関係会社株式及び出資金（注）	27,081百万円
計	47,456百万円

(ii) 担保に係る債務

短期借入金	1,523百万円
長期借入金	10,653百万円
計	12,176百万円

(注) 投資有価証券722百万円並びに関係会社株式及び出資金27,081百万円は関係会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

② 有形固定資産の減価償却累計額 259,749百万円

③ 偶発債務

(i) 保証債務等 681,472百万円
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額は、金額が少額のため保証債務等を含めています。

(ii) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション） 50,000百万円

(iii) 当社は、平成24年9月以降自動車等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟を、米国その他の地域にて提起されています。
海外当局による調査及び集団民事訴訟については、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

④ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	87,586百万円
長期金銭債権	465,932百万円
短期金銭債務	107,593百万円
長期金銭債務	3,150百万円

(5)損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益（海運業収益、その他事業収益） 24,696百万円

営業費用（海運業費用、その他事業費用、一般管理費）
275,639百万円

営業取引以外の取引による取引高 30,798百万円

(6)株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,018,618株

(注) 当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が9,319,000株含まれています。

(7)税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

(8)関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	日本貨物航空株式会社	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付 (注1)	21,992	短期貸付金	1,129
			債務保証等 役員の兼任	利息の受取 債務保証等 (注2)	393	長期貸付金	111,339
				リース料の受取 (注3)	114,001	その他流動資産	32
					5,988	—	—
子会社	NYK FTC (SINGAPORE) PTE. LTD.	所有 直接 100%	債務保証等	債務保証等 (注2)	31,274	—	—
子会社	NYKバルク・プロジェクト株式会社	所有 直接 100%	資金の受入 役員の兼任	利息の支払	6	預り金	16,313
子会社	NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.	所有 直接 100%	債務保証等	債務保証等 (注2)	14,383	—	—
子会社	SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	所有 間接 100%	債務保証等	債務保証等 (注2)	47,970	—	—
子会社	NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N.V.	所有 間接 100%	債務保証等	債務保証等 (注2)	32,538	—	—
子会社	YUSEN TERMINALS LLC	所有 間接 51%	債務保証等	債務保証等 (注2)	31,078	—	—
子会社	船舶保有・貸渡関係会社 ENCANTADA MARITIMA S.A. 他255社	所有 直接 100% (246社) 間接 100% (10社)	資金の援助 債務保証等 備船契約	資金の貸付 (注1)	18,818	短期貸付金	31,480
				船舶のリース (注3)	4,923	長期貸付金	179,794
				債務保証等 (注2)	223,029	リース債権 (一年内)	15,064
				備船料の支払 (注4)	139,818	リース債権	114,032
						—	—
						—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。
(注2) 債務保証等については、保証形態を勘案して保証料を設定しています。
(注3) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。
(注4) 子会社で発生したコスト相当額を借船料として支払っています。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 120円73銭
② 1株当たり当期純損失 157円93銭

当事業年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当事業年度末において、9,319,000株です。また、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、5,734,769株です。

(10)連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

(11)その他の注記

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(12)重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以 上